

下市町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年9月

下市町長

下市町議会議長

下市町教育委員会

下市町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、下市町長、下市町議会議長、下市町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活動の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、町長部局が主体となって、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、下市町長部局、下市町議会事務局、下市町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、下市町長部局、下市町議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和3年度の実績22.2%に対し、25%を目指す。

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の合計5日以上を取得割合を50%以上にする。

令和7年度までに、月に10時間以上超過勤務を行う職員の割合を、令和元年度の実績12.7%に対し、10%を目指す。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、下市町長部局、下市町議会事務局、下市町教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

令和3年度より引き続き、課長補佐・主幹・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行うとともに、全職員を対象に行っている人事評価の結果等を昇格に適切に反映していく。

令和3年度より引き続き、男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。また、育児休業取得者に向けて、所属課及び人事担当課で育児休業と職場復帰のサポートを行う。

令和3年度より引き続き、超過勤務の縮減に向け、各課内で業務の配分を的確に行い、バランスの取れた職場環境を作る。また、毎週水曜日の「ノー残業デー」を徹底し、退庁しやすい雰囲気づくりにより一層努める。

(以上)